

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め  
市民の会  
新潟市中央区新光町6-2  
TEL/FAX  
025-288-6611  
市民の会年会費 1,000円

## 第33回口頭弁論

2021年7月29日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第33回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

### 原告の意見陳述

原告の意見陳述は、福島から避難した磯貝潤子さん



新潟地裁まで入廷行動

「たかが電気を生むだけの、しかも古びた原発に、大切な財産や人生、プライド、子どもたちの未来など犠牲にされてきたまるか」と訴えました。

「誰かの電力消費のために私たちの生活が犠牲にされた」と憤りを示しました。「万が一事故が起こったら、それまで築いてきた個人個人の人生がゼロにされてしまう。これまでの経験、個人としてのアイデンティティ、プライド、人間としての尊厳、これらと一緒に失われるのが費用をかけて築いた住居や財産、そして家族や仲間との大切な思い出」と強調しました。その上で「この原発一つに、あなたの人生を一緒にかけて良いくらいの価値は本当にありますか？」と問いかけ、

「誰かの電力消費のために私たちの生活が犠牲にされた」と憤りを示しました。「万が一事故が起こったら、それまで築いてきた個人個人の人生がゼロにされてしまう。これまでの経験、個人としてのアイデンティティ、プライド、人間としての尊厳、これらと一緒に失われるのが費用をかけて築いた住居や財産、そして家族や仲間との大切な思い出」と強調しました。その上で「この原発一つに、あなたの人生を一緒にかけて良いくらいの価値は本当にありますか？」と問いかけ、

### 弁護団からの主張

伊東良徳弁護士と高野義雄弁護士から個別論点の紹介があり、これまでの弁論を振り返りました。炉心損傷頻度は、確率計算上は100万炉年に1回未満とされていたが、スリーマイル、チェルノブイリを含め、それ以上の確率で炉心溶融が起こったこと。福島事故前、安全審査では大事故は防げるとされていたが、実際は防げなかったこと。津波以外の原因による電源喪失、地震による配管損傷の可能性は否定できず、水素爆発の原因は未解明であること。本件原発の原子炉圧力容器の冷却に使われる再循環ポンプモーターケーシングの耐震が危うく、地震が発生して故障したら冷却ができなくなること。本件原発の基準地震動は、鉄道構造物と比較しても低く、基準地震動が過少に評価されていること。本件原発の地下水をくみ上げるサブドレンの耐震が不十分で、地震の際に壊れたら地下水が排出されず、原発建屋に危険が発生すること。以上のことが紹介されました。

次に、本件原発には実効性ある避難計画が欠落していること、東電に原発を運転する能力、資質がないことを近藤正道弁護士が訴えました。現在、新潟県と30キロ圏内の9市町村は避難計画を策定していますが、住民の立場に立った実効性のある計画にはほど遠い状況にあります。移動手段、受け入れ先との調整、安定ヨウ素剤の事前配布の体制、交通の

渋滞など複合災害の対応は困難を極めます。豪雪地帯である魚沼、上越地域への避難は、冬場は不可能です。今年3月、東海第2原発をめぐる、水戸地裁は「実効性のある避難計画」の不備不十分を理由に、原発の運転を差止めました。本件原発の30キロ圏内には45万人が住んでおり、東海第2と同じです。そして、東電の度重なる隠蔽が続く、経営体質が変わらないことから、東電に原発を運転する能力、資質、適格性がないと結論付けました。

## 市民の会の活動

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で毎回街頭宣伝行動を行っています。今



福島から避難した磯貝潤子さん（口頭弁論前の集会）

回は、15人の原告、サポーターで行いました。また、今年4月から始まった「東京電力・柏崎刈羽原発の『設置許可取り消し』を求める」署名を街頭で行いました。全国で署名に取組んでおり、同署名は、現在、31万筆を集約しています。新潟県内を中心に取組んでいる「原発再稼働の是非を県民が決める署名（県民が決める署名）」は、インターネット署名を含め、5万6千筆を集約しています。第2次集約を9月末としましたが、署名の最終集約日を来年の3月末までとしました。まだ取り組んでいない方は、ぜひご協力をお願いいたします。また前回の市民の会ニュースでこれらの署名活動についてのカンパを呼びかけたところ、31万7千円の寄付が寄せられました。この間、署名活動で約50万円の支出がありました。おかげで財政がマイナスになりました。市民の会からサポーターの皆様へ心から感謝申し上げます。

### 第34回口頭弁論期日のご案内

日時：2021年10月21日（木）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

#### 【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2021年10月14日（木）午後5時（厳守）

#### (2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

#### (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従前よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

#### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

## カンパ歓迎

今回も上記2つの署名にカンパのご協力をお願いします。

☆郵便振替口座

00500-6-96752

☆ゆうちょ銀行

○五九（ゼロゴキユウ）店 当座預金 96752

口座名称

いのちとふるさとの会（イノチフルサトノカイ）